

議案第41号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例制定の件

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（非常災害対策）」を付し、同条第1項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第5項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の3条を加える。

第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害時において必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

3 障害児入所施設等は、第1項の具体的計画の概要を当該施設において当該施設に入所している者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

4 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

5 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、近隣住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 障害児入所施設等は、非常災害時における当該施設に入所している者の安全を確保するため、地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を実行する場合の所在の確認)

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の場合に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第13条 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。以下この条において同じ。）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

の変更を行うものとする。

第14条第2項中「児童福祉施設は」を「児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は」に、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「清しきしなければ」を「清拭しなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第17条、第30条第2項、第38条第2項、第49条、第59条第2項、第93条第2項及び第101条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第2条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を設置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3の規定（保育所に係るものを除く。）の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 新条例第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて同項に規定する児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該

自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、同項に規定する児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて同項に規定する所在の確認を行わなければならない。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第13条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第14条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

児童福祉法第45条第2項の厚生労働省令で定める基準の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。